

トータルヘルス研究会規約 ver106

第1章 総則

第1条 (名称)

1. 本会の名称は「トータルヘルス研究会」とする。

第2条 (定義)

1. 本会における各名称の定義と解説は、以下とする。

(1)トータルヘルス

「全体として完全なる健康体」（totalやhealthの原義に基づく定義）であり、下枠内にその状態を記載する。

個々が本来の働きを発揮しながら、それらが統合されて、全体としても最高に働いており、あらゆる規模（個々から大小様々な集団そして社会全体にいたるまで）のあらゆる面（こころ、からだ、行動、環境、経済、経財）において健全で素晴らしい状態。

(2)トータルヘルス研究

「トータルヘルス社会の実現」を目的とする公衆衛生学的研究であり「脳進化学理論（トータルヘルス基本仮説）」（概要は下枠内に記載・詳細はコアスクールにて公開）の実証研究であり、具体的には「トータルヘルス医学システム」の開発を行う。

社会全体的な脳進化（脳の向上進化成熟）に伴い、人本来の脳力をはじめとする能力が発揮され、トータルヘルスな社会が実現する。

(3)トータルヘルス医学システム

脳力開発型メンタルヘルスを中核に据えた学際的、統合医学的な公衆衛生医学システムである。

多様な分野で開発されたトータルヘルス要素（人材、情報、物品など）が有機的に統合されたシステムであり、以下の特徴を有する。

(a)疾病などの諸問題は「脳進化の素」と認識する。

(b)トータルヘルス行動システムの開発をする。

思考、休息、体操、食事、住環境行動などの生活のあらゆる行動において「倅せで楽しくて、からだや環境に良くて、豊かさにも通じる人本来の行動や脳進化に寄与する行動」を開発、分類整理して体系化されたトータルヘルス行動システムを開発し、個々に合わせた提案や実行支援を可能にする。

(c)職域や地域などの集団単位で適用することを前提とし、個々の職員や住民から大小さまざまな集団のトータルヘルス化に寄与する。

(4)トータルヘルスセンター

主に個別対応が行われる場（公衆衛生的クリニックなど）と主に集団対応が行われる「楽局」などと呼称される場（研究会、スクール、イベント、カフェ、シヨップなどが開催される場）などで構成されるトータルヘルス研究や研究成果を楽しめる場。

第3条 (目的)

1. 本会の目的は「トータルヘルス研究の推進」である。

第4条 (運営組織)

1. 本会は、株式会社トータルヘルス研究所 (以下「TRI」と記載)が運営する会である。

第2章 会員

第5条 (種別)

1. 本会の会員は「トータルヘルス社会の実現」に寄与する人材、情報、物品、生活行動の開発などを通してトータルヘルス研究の推進に関わる会員で以下に3分類される。

- (1)組織会員：本会の趣旨に賛同し、TRIの承認を得た組織
- (2)個別会員：本会の趣旨に賛同し、TRIの承認を得た方
- (3)顧問会員：以下の条件を満たし、TRIの承認を得た方
 - (a)大学など研究機関の教官もしくは教官経験者
 - (b)各種学会の理事経験者またはそれに準ずる役割の方
 - (c)国会や都道府県会の議員またはそれに準ずる役割の方
 - (d)行政関連の要職経験者 など

第6条 (入会条件)

1. 本会への入会には、以下の条件をすべて満たすことが必要となる。

- (1)研究会目的への賛同
- (2)研究会規約の承認
- (3)入会申込を電子メールやSNSの電子文字媒体を通じて出す
- (4)TRIの入会承認

種別	入会金 (税込)	年会費 (税込)	備考
組織会員	5,000円	1口55,000円で1口以上	所属スタッフを5名まで会員登録可
個別会員	1,000円	1口11,000円で1口以上	
顧問会員	0円	0円以上	

(5)入会金と会費の納入

第7条 (会費)

1. 会費は「入会金」と「年会費」と「その他会費」を設ける。
2. 入会金と年会費は、会員の種別に異なり(下表参照)、その詳細は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1)年度途中で入会する場合は、入会月の末日までに入会金と月割の年会費を納入する。
 - (2)3月31日までにメールでの退会申し出がない場合は、次年度も会員継続することとみなされる。
 - (3)年会費は年度初頭の4月1日～15日の間に以下のいずれかの銀行口座に振り込む。
 - 1) 百五銀行 津駅前支店 普通 805588 株式会社トータルヘルス研究所
 - 2) ゆうちょ銀行 記号12230 番号25384231 株式会社トータルヘルス研究所
 - (4)3月31日までのメールでの退会申し出がなく、新年度4月15日までの納入がない場合は、4月15日以降にTRIから各会員に年会費の請求をし、会員はそれに従い年会費を上記銀行口座に振り込む。
 - (5)年会費の額は、TRIが毎年見直すことができる。
 - (6)既納の会費およびその他の拠出金品は返還されない。

3. その他会費は、以下が想定される。

(1)随時会費

全体研究会やテーマ別研究会の参加のために随時で必要となる参加費で、金額は全体研究会はTRIの判断で、テーマ別研究会はテーマ別研究会の代表者とTRIの協議により決定され、参加希望者には事前に通知される。

(2)特別会費

特別な開発や講演会やイベントなどで費用が必要となった時に、会員の同意のもとで、臨時で徴収される会費。

(3)実費諸経費

各種活動の際に必要な飲食・宿泊・交通費などの実費諸経費。

第8条 (遵守事項)

1. 会員は、本規約を遵守し、本会目的にしたがって活動する。
2. 会員は、研究会活動の中で情報保護を宣言された情報で、公知になっていない情報は厳守する。
3. 会員が「トータルヘルス研究会」の名を使ったミーティングや研究会やイベントなどの社会的活動を会員主催で開催する場合には、必ず事前にTRIに文章での確認を取ること。

第3章 活動

第9条 (活動概要)

1. 会が行なう主活動は以下である。
 - (1)縁ジョイ活動（参加者間の出会いと交流による情報交換や協働閃練、協働創造などを楽しむこと）
 - (2)トータルヘルス医学システムの開発と展開を楽しむこと

第10条 (具体的活動)

1. 第9条の活動を具体的に行うために、以下の活動を行う。
 - (1)世話役会
 - (a)TRIは、会の運営をより良く行うために、随時、世話役を選任し世話役会を開催できる。
 - (2)全体研究会
 - (a)以下に例示するテーマや内容で、1回/年以上の頻度で開催される。
 - ・新規会員の紹介
 - ・研究開発状況などの報告
 - ・今後の研究開発予定
 - ・特別講演会
 - ・ディスカッション など
 - (b)会員は優先的に参加ができ、参加代は無料もしくは割引となる。
 - (c)非会員も参加可能であるが、参加代は正規有料となる。
 - (2)テーマ別研究会
 - (a)テーマは会員の希望なども参考にしながらTRIのコーディネートのもとで設定される。
 - (b)会員は原則無料で参加可能。
 - ・実費諸経費や特別会費が必要な場合がある。
 - ・研究会によっては、参加資格やTRI代表者の承認が必要となる場合もある。
 - (c)非会員は原則1回のみ視察参加が可能
 - ・参加代や実費諸経費や特別会費が必要な場合がある。
 - ・研究会によっては、参加資格やTRI代表者の承認が必要となる場合もある。
 - (d)顧問会員や非会員の特別講師や情報提供者などを招聘する場合は、以下が必要となる。
 - ・事前にTRIに連絡して承認を得ること。
 - ・招聘にかかる経費負担などの諸問題に関しては、テーマ別研究会の代表者とTRIで協議して決定すること。
 - (3)SNSなどの電子媒体を活用した連絡や会員間の交流
 - (4)懇親会 など

第4章 退会

第11条 (退会)

1. 会員は、TRIに対して退会意向を電子メールやSNSの文字媒体を通じて出すことにより任意に退会できる。
2. TRIは、会員が以下に該当する場合は、会員の意志に関わらず会員を退会させることができる。
 - (1)本会の規約に反したとき。
 - (7)本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (8)著しく品位に欠ける言動があったとき。
 - (9)破産、死亡、失踪宣告など、会員を継続することに支障が生じたとき。

第5章 規約の変更

第12条 (規約の変更)

1. TRIは、本規約を本会の目的をより達成しやすくするために随時変更することができる。

第6章 付則など

1. トータルヘルス研究会の設立日および本規約の施行日は、2011年6月1日とする。
2. トータルヘルス研究会の年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
ただし初年度に関しては、2011年6月1日から平成24年3月31日までとする。
3. 本規約は以下の日に改訂された
 - (1)2017年3月21日
 - (2)2019年3月30日
 - (3)2020年3月20日
 - (4)2020年5月1日
 - (5)2021年4月2日
 - (6)2024年3月10日